

令和２年第４回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和２年１０月１５日（木）午前９時００分
- 2 開催場所 三種町役場 第３会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 報告第１２号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第１３号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 協議第 １号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（案）について
 - 協議第 ２号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（案）について
 - 協議第 ３号 三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正（案）について

午前８時５４分開会

石井書記長 おはようございます。只今から令和２年第４回三種町選挙管理委員会を開会致します。

開会に当たりまして、はじめに委員長からご挨拶をいただき、そのあと進行方よろしくお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。

コロナウイルスの関係もだいぶ落ち着いてきたかのように思っていたのですが、まだまだ油断できない状況となっていますので、お互いに気を付けていきたいなと思います。

今日は、裁判員、検察審査員の候補者の報告、条例関係の協議がありますので、どうかじっくりご審議いただきましてスムーズに終わるように、よろしくお願いしたいと思います。

会議録署名委員の指名ということで、本日は田村委員と加賀谷委員にお願い致します。

それでは、報告第１２号「裁判員候補者の予定者の選定について」、報告第１３号「検察審査員候補者の予定者の選定につい

て」は関連がありますので一括して上程致します。事務局より説明をお願い致します。

畠山書記

はい。始めに、報告第12号「裁判員候補者の予定者の選定について」。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

- 1 選定人数 36人
- 2 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第12号・第13号別紙をご覧ください。

1頁の「3 選定の結果」「(1) 裁判員候補者予定者」に今回選定した36名の名簿を載せています。

選定方法については、裁判所から配付されたプログラムを使用して、9月9日に9月定時登録の選挙人名簿から無作為抽出を行っております。昨年度の候補者数は33名で、今年度の割当が3人増となっております。

続きまして、報告第13号「検察審査員候補者の予定者の選定について」。

検察審査会法第10条第1項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

- 1 選定人数 84人
- 2 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第12号・第13号別紙の2頁(2)「検察審査員候補者予定者」ア1群から最終頁まで名簿を載せています。

選定人数については、昨年と同じ84人となります。

選定の方法につきましても、裁判員と同様、9月定時登録の選挙人名簿のデータを使ってプログラムにより無作為抽出を行っております。

裁判員候補者及び検察審査員候補者の選定につきましては、いずれも選挙人名簿から抽出となりますので18歳から20歳未満の方が含まれてしまいますが、裁判所と検察審査会の方で確認しまして、最終的に消除されることになっております。

説明については以上です。

嶋田委員長

はい。わかりました。それでは名簿をご確認の上、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、名簿確認)

嶋田委員長 20歳未満の方は、裁判所、検察で削除されるわけで、こちらで削除できないということですね。

畠山書記 はい。

嶋田委員長 裁判員候補者のNo. 9の方、漢字が解りづらいですが。

田村書記 フォントの関係で、変換誤りです。

嶋田委員長 わかるようにして出してください。

田村委員 No. 25の方県外の住所になっておりますが。

畠山書記 はい。データは9月定時登録のものを使うことになっていまして、この方は転出されてまだ4ヵ月を経過していない方で、選挙人名簿に登録の状態となっておりますので、抽出されています。

田村委員 生活保護を受けている方が抽出されることはありますか。

畠山書記 選挙人名簿から抽出しておりますので、選定される可能性はあります。

嶋田委員長 何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、報告第12号、13号を原案どおり承認と致します。

次に、協議第1号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(案)について」、協議第2号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程(案)について」、協議第3号「三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正(案)について」は関連があります、条例については議会に諮らなければならないということで、慎重に審議していただきたいと思います。事前に案を配付しているところですが、事務局よりわかりやすく一括して説明をお願いします。

畠山書記 はい。協議第1号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(案)について」。三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

制定理由、公職選挙法の一部を改正する法律の公布による、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大に伴い、必要な事項を定める必要があるため。

制定内容、選挙運動用自動車の使用の公営に係ることについて。選挙運動用ビラの作成の公営に係ることについて。選挙運動用ポ

スターの作成の公営に係ることについて。施行期日、公布の日。

協議第2号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（案）について」。三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の制定について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

制定理由、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（案）第12条の規定に基づき、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関し必要な事項を定める必要があるため。

制定内容、選挙運動用自動車の使用の公営に係ることについて、選挙運動用ビラの作成の公営に係ることについて、選挙運動用ポスターの作成の公営に係ることについて。施行期日、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の施行日。協議第3号「三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正（案）について」三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

改正理由、公職選挙法の一部改正を受け、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁による証紙の交付対象を拡大するため。

改正内容、三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することを、三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することとする。ご説明致します。前回9月1日の第3回選挙管理委員会でご説明しましたが、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、12月12日に施行されます。選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公営に関することではありますが、条例を制定して、その運用に関しては選挙管理委員会で規程を定めることとなりますので、今回事前に委員の皆さんにお渡しした条例（案）、規程（案）のとおりに進めてよろしいかご協議をお願いするものであります。事前にお配りしておりますので、詳細について一つ一つ説明は致しませんが、この条例（案）、規程（案）による公費負担を受けるまでの流れについて概要をまとめてありますので、別紙の「手続きの流れと時期」をご覧くださいと思います。図を掲載しておりますので、図をご覧ください。

候補予定者が告示日前に出来ることとして、有償契約の締結があります。これは候補者と業者の契約となります。次に告示日から遅くとも選挙期日までに、公費負担を受けようとする候補者は、選挙管理委員会に契約の届出をします。契約書の写しを添付し、契約届出書を提出してもらいます。また、確認申請書も提出してもらいます。公費負担の対象となるためには、事前に、選管に購入金額、作成枚数が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。なお、確認申請は、各契約のうち、燃料供給契約、ビラ作成契約及びポスター作成契約の分を提出してもらいます。選挙管理委員会は、候補者から確認申請書が提出された場合、燃料、ビラ、ポスター契約分の確認書を交付します。

候補者は、この確認書を、契約者（業者）に交付します。また、候補者は、履行後に、契約履行を確認し、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車、燃料、運転手）」、「ビラ作成証明書」及び「ポスター作成証明書」を契約者（業者）に交付します。なお、選挙運動用自動車の使用のうち、「一般運送契約（ハイヤー方式）」の場合は、確認申請書の提出は不要で、確認書の交付も不要となります。ここまでが、選挙期日前の流れです。次に選挙期日後の流れになりますが、契約者（業者）が町長に請求することになります。提出書類は、契約ごとの「請求書」、契約ごとの「請求内訳書」、契約ごとの「選挙運動用自動車使用証明書」、「ビラ作成証明書」又は「ポスター作成証明書」、契約ごとの「確認書の写し」となります。この請求に基づき、支払いを行います。

大まかな流れを説明しましたが、このような運用の詳細を示したものが、お手元の規程（案）となります。

公職選挙法の一部改正により、町村議会議員選挙においてもビラの頒布が解禁されることから、ビラの証紙の交付を三種町長選挙から三種町議会議員及び三種町長選挙に改正するものであります。6～7頁になりますけれども、新旧対照表を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。現行は三種町長選挙であったものを、三種町議会議員及び三種町長選挙に拡大するために改めております。以上で説明を終わります。

嶋田委員長

はい。何かご意見、ご質問等ありませんか。条例は大筋のことであり、事務上必要なことを定めたものが規程ということで、条

例が定まらなと規程を作ることができませんので、議会で条例が承認されなと規程をスタートすることが出来ません。

協議第3号については改正でありますので、新旧対照表があり解りやすいですが、協議第1号と2号は制定でありますので、解りづらいかと思います。何かわからないところがありましたら忌憚なく意見をいただきたいと申します。

いづれ、公職選挙法の改正に伴うことありますので。

何かありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

法律の施行は。

畠山書記

12月12日です。

田村委員

全国の自治体全部やるものですか。

石井書記長

なかには公費負担をやらない自治体もある可能性もあります。

嶋田委員長

他に何かなければ、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば条例案、規程案、このとおり進めていただきたいと申します。

嶋田委員長

本日の議案審議は以上です。事務局から何か連絡等ありましたらお願いします。

畠山書記

(資料に基づき今後の日程説明)

嶋田委員長

はい。他に何かありますでしょうか。

嶋田委員長

なければ、これで終わります。お疲れ様でした。

午前9時35分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____